

新型コロナウイルス関連情報 (オーストリア国内新型コロナウイルス対策措置の緩和)

オーストリア政府は、4月16日以降、マスク着用義務等対策措置を緩和しました。この措置は7月8日まで有効となる予定です。

1 マスク着用義務が緩和され、以下の屋内の場所でのみFFP2マスクの着用を義務づける。

- ・公共交通機関(駅や空港の屋内区域、タクシー等を含む)
- ・病院、介護施設及びこれらに準じる施設
- ・生活に必要な屋内店舗(食料品店、ドラッグストア、薬局、ガソリンスタンド、銀行、郵便局、タバコ屋、自動車整備工場等)

なお、ショッピングモールでは屋内の通路についても着用が義務づけられます。つまり、食料品店があるショッピングモールの通路を通行する際はマスク着用が義務づけられますが、その後、例えばモール内の洋服販売店に入場する際にはマスク着用義務はありません。ただし、以下2のとおり着用が推奨されています。

- ・役所
- ・宗教関連施設

2 上記に含まれない交通機関・場所であっても、屋内ではマスクの着用を推奨する。

3 3G証明書の提示義務を緩和し、以下の場所でのみ提示を義務づける。

- ・介護施設等(未成年者の世話、ホスピス等、危篤の場合は例外)
- ・病院等(出産の立会い、未成年者の世話、ホスピス等、危篤の場合は例外)

ただし、ウィーン州においては、病院・介護施設入場の際して追加的に、6歳以上を対象に検体採取から48時間以内のPCR検査陰性証明書の提示を義務づけています(ワクチン接種等を終えている人も、そうでない人も、陰性証明書が必要となります)。

4 参加者が500人を超える集会については、責任者はコロナ対策担当を指名し、感染予防対策を策定する(ただし、葬儀等は例外。現行は参加者が50人を超える集会が対象)。

5 ワクチンの3回目接種(ブースター接種)の有効期間を3回目接種から365日に延長する。

6 また、別途の保健省令で、越境通勤・通学者等については、3Gの提示義務は撤廃さ

れています。なお、入国時については、ワクチンの3回目接種の有効期間は270日のまま変更されていません。

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所: Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話: (市外局番01)531920

Fax: (市外局番01)5320590

ホームページ: https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>